

# 宇多津町ESCO事業 提案審査要領

平成30年12月5日

宇多津町役場 総務課

宇多津町ESCO提案の審査は、「宇多津町ESCO事業提案評価委員会」(以下、「評価委員会」という。)において、下記の要領に基づいて行う。

## 1. 提案書の募集からESCO事業者選定に至る過程

- ① ホームページで公開
- ② 募集要項の配布
- ③ 質問受付
- ④ 質問の回答
- ⑤ 参加表明書および資格確認書類の受付、資格要件の確認
- ⑥ 提案要請書の送付
- ⑦ 現場ウォークスルー調査および質問の受付
- ⑧ 質問の回答
- ⑨ 提案書の受付
- ⑩ プレゼンテーションおよび審査
- ⑪ 最優秀および優秀提案の選出
- ⑫ 結果の通知と公表

## 2. ESCO提案の審査および選定

### (1) 応募資格の確認

「宇多津町ESCO事業提案募集要項」に記載の応募条件に従い、参加表明した応募者の応募資格要件の確認を行う。

### (2) 提案要請

応募資格要件の確認の結果、条件を満たす応募者に対しESCO提案書の提出を文書で要請する。この際、提案時の要求書類について通知する。

また、応募資格要件を満たさない応募者に対し、失格の理由を添えて文書で通知する。

### (3) 審査および選定

選考過程を経た提案の中から最も適格とされる最優秀提案を1件、および順位を付してその他数件の優秀提案を選定する。

審査結果は、文書で通知するとともに、本町のホームページなどを通じて公表する。

審査結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

### (4) 優先交渉者権

審査の結果、最優秀提案者を ESCO事業契約に向けての優先交渉者とする。  
また、優秀提案者を次選交渉権者とする。

### 3. 提案書の審査

「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」および「運転管理方針」などから、総合的にESCO提案書の審査を行う。

#### (1) 審査の方法

応募者からの提案書類とプレゼンテーションをもとに企業概要、技術面、事業管理面、財務状況、事業実績などから、提案内容の実行能力を評価項目について、「ESCO提案審査評価項目」に従い審査する。

(プレゼンテーション)

応募者から提案内容について説明を受けるとともに、提案内容に対する質疑を行う。なお、詳細は別途通知する。

#### (2) 提案審査評価項目

(環境面の評価項目)

- ① 二酸化炭素排出の削減効果が高いなど地球温暖化対策に有効であること
- ② 対象建物全体の省エネルギー率が10%以上であり、省エネルギー効果があること
- ③ NO<sub>x</sub>、SO<sub>x</sub>、ばいじん、騒音などについての環境対策が考慮されていること

(財政面の評価項目)

- ① 契約期間中の削減保証総額が大きいこと ※
- ② 補助金等の可能性に対する提案があること
- ③ 工事費用の算出が妥当であること

※各ESCO事業者が提案する事業期間にかかわらず、ESCO設備導入後15年間の保証総額を評価する。

$$15 \text{ 年間の保証総額} = \text{年間削減保証額} \times \text{ESCO サービス期間} + \text{年間 ESCO サービス料} \times (15 - \text{ESCO サービス期間})$$

(技術面の評価項目)

- ① 技術提案に具体性、妥当性があること
- ② 提案に独自性や特殊なノウハウが含まれること
- ③ 既設機器の更新に係る配慮があること
- ④ 優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了すること
- ⑤ 維持管理、計測・検証方法及び運転管理方針の提案に具体性・妥当性があること
- ⑥ 工事施工・運転管理が施設の運営・業務に支障をきたさないこと
- ⑦ 提案の安全性、信頼性、災害時等を含む緊急時対応策が明確であること

(総合面の評価項目)

- ① 提案が全体としてバランスがよく優れていること
- ② 継続的なESCOサービスの提供に関し、事業者として信頼できること
- ③ 契約期間終了後の対応について提案があること

#### 4. 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 期限までに書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 提案実施要領に違反すると認められる場合

**ESCO提案書審査評価項目〔点数判定方式〕**

評価項目		採点基準	点数	係数	評価点	合計	様式
環境対応	① 二酸化炭素排出の削減効果	最高値を5点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出		4	20	50	様式11号の1、様式13号の3
	② エネルギー削減量	最高値を5点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出		3	15		様式11号の1
	③ NOx、SOx、ばいじん、騒音等環境対策への配慮	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		3	15		様式12号の2
経済性	① 予算規模の妥当性	予定価格の範囲内であれば5点、その他は失格とする。		5	25	100	様式11号の2
	② 契約期間中の削減保証総額	最高値を5点とし、(当該数値/最高値)×5で算出		5	25		様式11号の2
	③ 補助事業採択の可能性に対する提案	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		5	25		様式13号の3
	④ その他、有益な提案	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		5	25		全体
技術面	① 技術提案の具体性、妥当性	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		5	25	100	様式12号の1、様式15号
	② 提案内容の独自性・先進性	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		5	25		様式12号の1、様式15号
	③ 既設設備の更新にかかる配慮	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		1	5		様式12号の3
	④ 工事費用の算出の妥当性	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		5	25		様式13号の3
	⑤ 維持管理計画、計測、検証計画及び運転管理方針の具体性、妥当性	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		2	10		様式14号の1、2、3
	⑥ 契約期間終了後の対応	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		1	5		様式12号の5
	⑦ その他、有益な提案	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		1	5		全体
事業運営能力	① ESCO サービスの提供に関する事業者としての信頼性	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		5	25	50	様式5号の1、2、3、様式6号
	② 工事中における品質管理、工事履行に関する信頼性	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		2	10		様式12号の4
	③ 工事施工、工事管理に伴う施設の運営業務に対する配慮	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		1	5		様式12号の4
	④ 提案の安全性、信頼性、災害時などを含む緊急対応	5:大いにある 4:やや大である 3:中程度である 2:やや足りない 1:足りない		2	10		様式13号の1、2、様式14号の4
評価点数合計 (300点満点)					300	300	

※最低評価点を184点(平均「3.中程度」以上)とする。また、参加事業者が1者(または1グループ)であっても、最低評価点を上回る場合は最優秀提案者として選定する。